

クロマグロ採捕に関する規制および届出制についてのご案内とお願ひ

現在、クロマグロを含む水産資源管理の一環として、遊漁によるクロマグロの採捕に関する規制が導入されています。

令和8年4月からクロマグロ遊漁の現状把握のため届出制が導入されることとなり
クロマグロ釣りを目的とした釣りをする場合は、事前の届出が必要となりました。

令和8年1月1日（木曜日）から、クロマグロ遊漁の届出が受付開始しました。

くろまぐろ(小型魚・大型魚)の採捕制限・報告について

○30kg未満のくろまぐろ(小型魚)の採捕制限

遊漁者による小型魚の採捕は**禁止**です。

意図せず採捕した場合は直ちに**リリース**してください。

○30kg以上のくろまぐろ(大型魚)の採捕制限

① **1人毎月1尾**を超えて大型魚を保持してはいけません。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合、直ちにリリースしてください。

② 委員会会長は、必要と判断した場合、期間を定め大型魚の採捕を禁止することができます。大型魚の採捕が禁止された期間に意図せず採捕した場合は、直ちにリリースしてください。

○くろまぐろ(大型魚)の採捕報告

遊漁者が大型魚を採捕した場合、以下の内容を**陸揚げ日から1日以内に委員会に報告**してください。

- ① 氏名、住所、電話番号およびメールアドレス
- ② 尾数、重量(計量方法を含む)
- ③ 尾さ長(ふん端から尾さまでの長さ)
- ④ 陸揚げ日及び陸揚げ場所
- ⑤ 海域
- ⑥ (遊漁船を利用した場合)船名、登録都道府県、遊漁船登録番号
- ⑦ (遊漁船以外の船舶を利用した場合)船舶又は船舶検査済票の番号
- ⑧ 報告を行うに当たっては、以下の書類を提出してください。
 - ・尾さ長が確認できる写真
 - ・運転免許証等の本人確認書類の写し

【シースタイル会員の皆様へお願い】

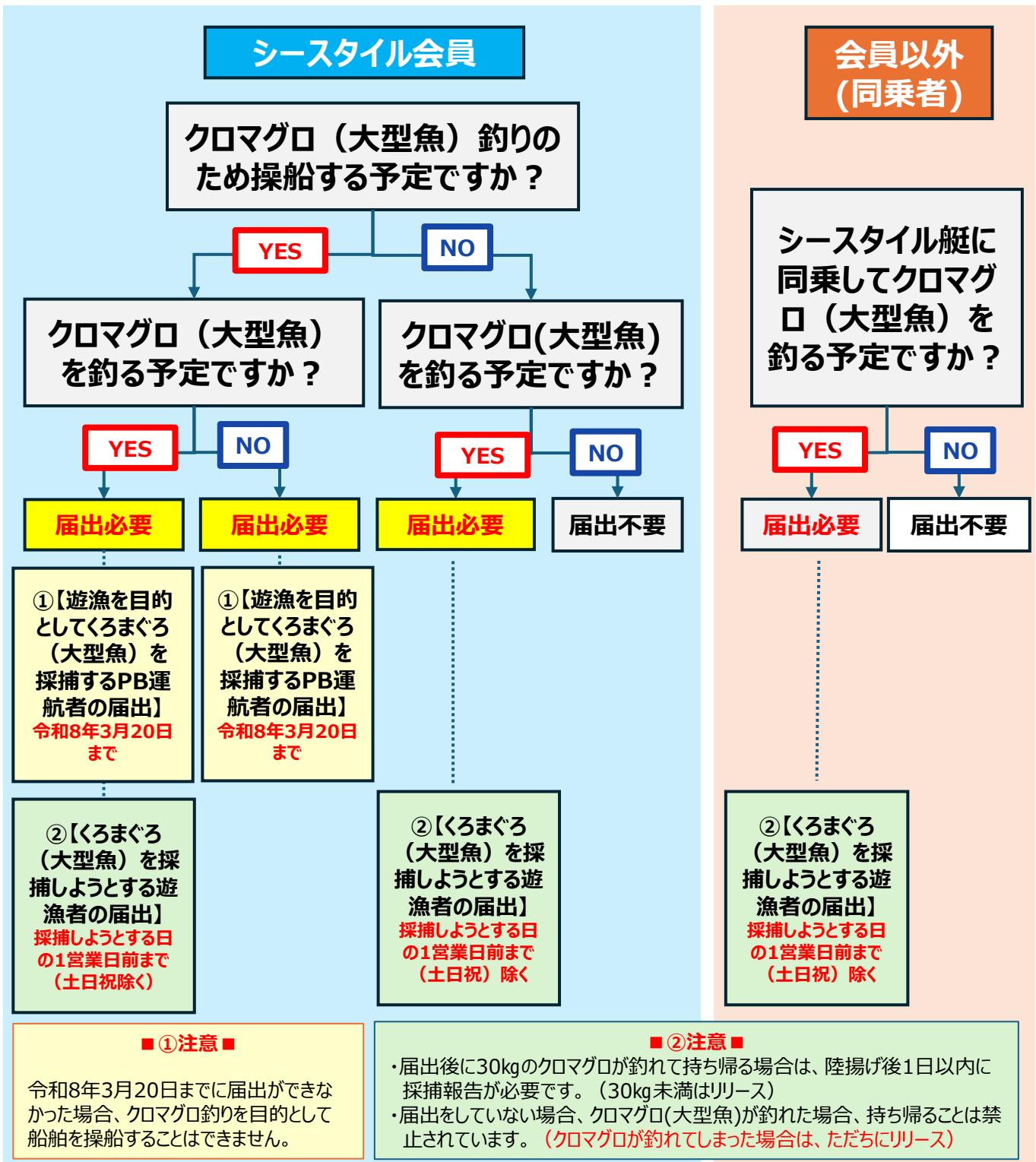
クロマグロ採捕に関する届出開始に伴い、以下の対応をお願いいたします。

クロマグロ（30kg以上の大型魚）を釣ることを目的として、シースタイルの利用をされる場合は、クロマグロ採捕の事前届出が必要になります。

①シースタイルにてクラブ艇をレンタルして操船する場合

②シースタイル艇に乗ってクロマグロを釣りに行く場合（会員・非会員）

【確認用フローチャート】



①クロマグロの採捕を目的として

(1)遊漁者を漁場に案内しようとする …シースタイル艇の同乗者あり

(2)自ら漁場に赴こうとする …単独航行

全てのプレジャーボート等の船舶運航者としての届出

シースタイル会員様が船長としてシースタイル艇を操船する際、クロマグロ釣りを目的とした利用である場合、『遊漁を目的としてくろまぐろ（大型魚）を採捕するプレジャーボート運航者』の届出が必要です。

その際、「クラブ艇情報」の入力が必須となりますので、届出の際には仮情報として「9999」を入力ください。（2026年3月20日まで）

クロマグロ釣りを目的としてシースタイル艇を利用する日程が決まり予約が完了しましたら、利用する予定のマリーナにクラブ艇の以下情報を確認の上、届出内容の修正をお願いします。（修正はいつでも可）

■令和8年3月20日までの届出

船舶の名称**必須**

船舶の名称 艇種・艇名…事前届出の際は「9999」と入力ください。

船舶番号又は船舶検査済票番号**必須**

船舶番号又は船舶検査済票番号 事前届出の際は「9999」と入力ください。

※会員様以外の同乗者の方の届出においては、上記情報は任意入力です。

■クロマグロ釣りを目的としたシースタイル艇予約完了後



会員様

☆月☆日利用予約している〇〇です。クロマグロ採捕の届出をしたいので、利用日の船舶の名称と船舶番号を教えてください。



マリーナ様

☆月☆日にご利用予定の〇〇様ですね。
ご利用の船舶名は〇〇、船舶番号は〇〇です。

艇種・艇名、船舶番号/船舶検査済票番号

…マリーナから共有された情報を届出の各欄に修正して記入登録してください。

②クロマグロ（大型魚）釣りをしようとする全ての遊漁者

クロマグロ釣りを目的として、シースタイル会員様が船長として操船するシースタイル艇に乗船して釣りをする場合、会員様・非会員様に関わらず、『**クロマグロ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者の届出**』が必要となります。

届出は、採捕しようとする日の1営業日前までに行ってください。

■届出した場合

- ・30kg以上のクロマグロが釣れて持ち帰る場合、陸揚げ後1日以内に採捕報告が必要となります。
- ・30kg未満のクロマグロが釣れた場合は、サイズに関わらずリリースしてください。

■届出していない場合

- ・クロマグロが釣れてしまった場合は、直ちにリリースしてください。

※届出をせずにクロマグロを採捕したことが確認された場合、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令が発出されます。この命令に従わない場合には、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。

尾さ長の計測方法



※届出に関してご不明な点は、こちらまで↓



クロマグロ 遊漁

検索

【お問合せ先】水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111 (内線6705)



釣り人、遊漁船業者、
プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年
4月から

くろまぐろ釣りに 届出制を導入!!



くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的とした遊漁については、**令和8年4月から広域漁業調整委員会指示に基づき届出制が開始されます。**
定められた期間内にシステム（インターネット/LINE）から申請を行ってください。

遊漁者

届出対象：くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする**全ての遊漁者**
受付期間：令和8年1月1日から最初にくろまぐろ（大型魚）を
採捕しようとする日の1営業日前まで

遊漁船業者

届出対象：くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として
遊漁者を漁場に案内しようとする**全ての遊漁船業者**
受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日**まで

プレジャーボート等
運航者

届出対象：くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として
(1)遊漁者を漁場に案内しようとする
(2)自ら漁場に赴こうとする
全てのプレジャーボート等の船舶運航者
受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日**まで

なお、届出をせずにくろまぐろを採捕したこと等が確認された場合は、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令（裏付命令）が発出されます。当該命令に従わない場合は、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。



水産庁

クロマグロ 遊漁



【お問合せ先】水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
TEL：03-3502-8111（内線6705）



届出制の詳細は
こちら